少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度の比較

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示制度と、情報公開法の規定による情報公開制度を比較した表が表1である。

また、それぞれの制度における開示請求者及び開示請求がされた領収書等の 写し(行政機関が保有する情報)に情報が記載された政治団体を含む第三者に 係る不服申立及び行政事件訴訟について比較した表が表2である。

不開示情報 情報公開法第5条に規定する不開示情報 開示請求権の 政治資金規正法第19条の16第5項 明文の規定なし (権利の濫用の一般法理) □ 事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(政治資金規正法第19条の16第13項) ○ 著しく大量な請求の場合、例外的 ○ 著しく大量な請求の場合、例外的	少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度				
開示される 情報の保有 主体 政治資金規正法第19条の16第10項で 情報公開法第5条に規定する不開示情報を引用 関示請求権の 濫用の制限 政治資金規正法第19条の16第5項 関文の規定なし (権利の濫用の一般法理) の事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(政治資金規正法第19条の16第13項) ・著しく大量な請求の場合、例外的 「著しく大量な請求の場合、例外的」 「政機関 「中報公開法第5条に規定する不開示情報 関文の規定なし (権利の濫用の一般法理) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(政治資金規正法第19条の16第13項) 「著しく大量な請求の場合、例外的」 「著しく大量な請求の場合、例外的」 「対数の保護」 「おいるときは、30日以内に限り延長することができる。(情報公開法第16年)できる。(情報公開法第16年)できる。(情報公開法第16年)できる。(所述の場合、例外的)で著しく大量な請求の場合、例外的	II'		情報公開制度		
情報の保有主体 国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の16第10項で情報公開法第5条に規定する不開元情報を引用 開示請求権の濫用の制限 政治資金規正法第19条の16第5項 関文の規定なし(権利の濫用の一般法理) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(政治資金規正法第19条の16第13項) 事とく大量な請求の場合、例外的 「世報公開法第5条に規定する不開元情報と関文の規定なし(権利の濫用の一般法理)	根拠法	政治資金規正法第19条の16	情報公開法		
不開示情報 情報公開法第5条に規定する不開示情報を引用	情報の保有	国会議員関係政治団体	行政機関		
濫用の制限 □ 事務処理上の困難その他正当な理 (権利の濫用の一般法理) □ 事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、30日以内に限り延長 することができる。(政治資金規正法第 19条の16第13項) □ 著しく大量な請求の場合、例外的 電しく大量な請求の場合、例外に限り延	不開示情報				
曲があるときは、30日以内に限り延長 開示期限の延 長		政治資金規正法第19条の16第5項			
に段階的に開示することも可能である。 に段階的に開示することも可能であ	開示期限の延 長	由があるときは、30日以内に限り延長 することができる。(政治資金規正法第 19条の16第13項) 由があるときは、30日以内に限り延ま することができる。(情報公開法第10 第2項)			
国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、相当の期間延長するよう求めることができる。(政治資金規正法第19条の16第7項)	行政機関の長 への提出期限 の延長	は、事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、総務大臣又は都道府 県の選挙管理委員会に対し、相当の期 間延長するよう求めることができる。(政			
開示請求に係る手数料: 開示請求に係る手数料: 開示請求に係る一の国会議員関係政 治団体の少額領収書等の写しにつき、 300円。	手数料	開示請求に係る一の国会議員関係政 治団体の少額領収書等の写しにつき、	開示請求に係る行政文書1件につき、		
開示の実施に係る手数料: 少額領収書等の写しを複写機により複写したもの1枚につき10円など。 ただし、300円を超えるまでは無料 (政治資金規正法施行令第13条) 開示の実施に係る手数料: 行政文書を複写機により用紙に複写たものの交付1枚につき10円など。 ただし300円を超えるまでは無料 (情報公開法施行令第13条)		少額領収書等の写しを複写機により複写したもの1枚につき10円など。 ただし、300円を超えるまでは無料	行政文書を複写機により用紙に複写したものの交付1枚につき10円など。 ただし300円を超えるまでは無料		
同一内容の請求については、基本的には、同額である。		同一内容の請求については	、基本的には、同額である。		

[※] 各都道府県が保有する情報は、各都道府県の情報公開条例による。

情報公開法による開示 不服申立及び行政事件		金規正法による少額領収書等の写しの開示請求に係る
1 開示請求者によるものに	ついて	
	少額領収書等の写し の開示制度	情報公開制度
(1) 行政不服審査法		
① 異議申立	0	0
② 審査請求	○(都道府県)(※1)	×
③ ①②の決定に当たっての情報公開・個人情報保護審査会への諮問(情報公開 法第18条)	×	原則として〇
(2) 行政事件訴訟法		
①行政処分の取消	○(※2)	○(※2)
2 少額領収書等の写しまた て	は行政機関が保有する	5情報に情報が記載された第三者(政治団体を含む。)によるものについ
	少額領収書等の写し の開示制度	情報公開制度
(1) 開示決定前の手続		
行政機関への意見書の提 出について	×	○(行政機関の長の任意による判断)
反対意見書が提出された場 合の行政機関の長の対応に ついて	×	開示決定後直ちに、第三者に対して、開示決定をした旨等を書面により通知。 また、開示決定の日と開示実施をする日の間に少なくとも二週間を置かなければならない。(情報公開法第13条第3項)
(2) 行政不服審査法		
① 異議申立	0	0
② 審査請求	○(都道府県)(※1)	×
③ ①②の決定に当たって の情報公開・個人情報保護 審査会への諮問(情報公開 法第18条)	×	原則として〇
④ ①②に当たっての執行停止	処分庁である行政機関の長は、必要があると認めるときは、第三者の申立て又は職権により、執行停止をすることができる。(行政不服審査法第34条第2項及び同法第48条)	
(3) 行政事件訴訟法		
① 行政処分の取消	○(※2)	○(※2)
② ①に当たっての執行停 止	処分により生ずる重大な損害を避けるため、緊急の必要があるときは、裁判所は、申立により、 処分の執行停止をすることができる。(行政事件訴訟法第25条第2項)	
※1 少額領収書等の写しの の2第1項により、国に対して		自治法上第1号法定受託事務とされているので、地方自治法第252条 なる。
※2 不服申立前置について	て、法令で特段の定めが	ないため、不服申立を経由せず、取消訴訟を起こすことができる。